

○内閣府
農林水産省 令第八号

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）及び関係法律の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令を次のように定める。

令和二年五月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

農林水産大臣 江藤 拓

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

（農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部改正）

第一条 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。
農林水産省

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>(特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為)</p> <p>第五十七条の三十一の十八 「略」</p> <p>2 法第九十二条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為(特定信用事業電子決済等代行業者(第五十七条の三十一の二十第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。)の行為に限る。)であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 当該特定信用事業電子決済等代行業者及び組合の双方が法第九十二条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの</p> <p>三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの</p> <p>四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの</p>	<p>(特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為)</p> <p>第五十七条の三十一の十八 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(漁業協同組合等の信用事業等に関する命令の一部改正)

第二条 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年

大蔵省
農林水産省

令第二号）の一部を次のように改

正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
<p>(員外利用の範囲)</p> <p>第三条 法第十一条第八項、第八十七条第九項、第九十三条第七項及び第九十七条第七項の主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事業とする。</p> <p>一 法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号 当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（第五十条の二第一項第一号口、第五十条の三十一の十八第一項第四号、第五十条の三十一の十九、第五十条の三十一の二十、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六ただし書、第五十条の三十一の三十七及び第五十条の三十一の四十五第二号を除き、以下「組合」という。）の組合員と同一の世帯に属する者に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事業</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>(特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為)</p> <p>第五十条の三十一の十八 「略」</p> <p>2 法第二百一十一条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為（特定信用事業電子決済等代行業者（第五十条</p>	<p>(員外利用の範囲)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>一 法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号 当該漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会（以下「連合会」という。）の会員である漁業協同組合及び水産加工業協同組合（第五十条の二第一項第一号口、第五十条の三十一の十八第四号、第五十条の三十一の十九、第五十条の三十一の二十、第五十条の三十一の三十五第二項、第五十条の三十一の三十六ただし書、第五十条の三十一の三十七及び第五十条の三十一の四十五第二号を除き、以下「組合」という。）の組合員と同一の世帯に属する者に対する法第八十七条第三項各号又は第九十七条第二項各号に掲げる事業</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>(特定信用事業電子決済等代行業に該当しない行為)</p> <p>第五十条の三十一の十八 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

<p>の三十一の二十第一項に規定する特定信用事業電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。）の行為に限る。）であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 当該特定信用事業電子決済等代行業者及び組合の双方が法第二百一条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに特定信用事業電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの</p> <p>三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの</p> <p>四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
---	---------------------------

(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部
改正)

第三条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則(平成九年大蔵省令第一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p>附則</p> <p>(信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係)</p> <p>第三十八条 法附則第三十三条第二項の規定により令附則第十六条第一項各号に掲げる法令の規定を適用する場合における次の表の上欄に掲げる命令の規定の適用については、同欄に掲げる命令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>		<p>改正後</p>	
<p>貯金者に</p>	<p>貯金者を</p>	<p>貯金者(法)</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>預金者に</p>	<p>預金者を</p>	<p>預金者(再編強化法附則第三十三条第二項の規定により適用する法)</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>附則</p> <p>(信用農業協同組合連合会とみなされる特定承継会社に係る農水産業協同組合貯金保険法施行規則以外の命令の適用関係)</p> <p>第三十八条 「同上」</p>		<p>改正前</p>	
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>読み替える字句</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。	「略」	農業協同組合及び農業 協同組合連合会の信用 事業に関する命令第五 十七条の三十一の十八 第一項各号	貯金者	預金者	
		「同上」	農業協同組合及び農業 協同組合連合会の信用 事業に関する命令第五 十七条の三十一の十八 各号	「同上」	「同上」

(農林中央金庫法施行規則の一部改正)

第四条 農林中央金庫法施行規則(平成十三年^{内閣府}農林水産省^{令第十六号})の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為) 第四百七条の十六の三 「略」</p> <p>2 法第九十五条の五の二第二項の主務省令で定める行為は、同項第二号に掲げる行為(農林中央金庫電子決済等代行業者(第四百七条の十六の五第一項に規定する農林中央金庫電子決済等代行業者をいう。第一号において同じ。)の行為に限る。)であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>一 当該農林中央金庫電子決済等代行業者及び農林中央金庫の双方が法第九十五条の五の三第一項に基づき、令和二年五月三十一日までに農林中央金庫電子決済等代行業に係る契約を締結する旨の意思を表示しているもの</p> <p>二 新型コロナウイルス感染症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)附則第一条の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。)のまん延の影響によりやむを得ず前号に規定する日までに同号の契約を締結することが困難となるもの</p> <p>三 第一号の契約を令和二年九月三十日までに締結するもの</p> <p>四 その行為に関し、その行為に関して取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているもの</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(農林中央金庫電子決済等代行業に該当しない行為) 第四百七条の十六の三 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

- 1 この命令は、公布の日から施行する。
- (この命令の失効)
- 2 この命令は、令和二年九月三十日限り、その効力を失う。